

後期高齢者医療被保険者資格証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「政令」という。)及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年省令第129号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、特別の事情がないにもかかわらず後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)を滞納している者に対する被保険者証の返還、被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)の交付、後期高齢者医療給付(法第56条。以下「医療給付」という。)の全部又は一部の差止め及び医療給付の額から滞納保険料額の控除に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 資格証明書の交付対象者は、保険料の滞納が1年を経過した被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者証の返還を求め資格証明書を交付する。

- (1) 納付相談に応じない者
- (2) 保険料の支払い能力が十分にあると認められるにもかかわらず納付しない者
- (3) 納付計画を履行しない者
- (4) その他悪質な滞納者と認められる者

2 前項に規定する期間が経過していない場合であっても、被保険者の滞納状況等によっては、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することができる。

3 被保険者証の返還を求めることを決定したときは、省令第15条の規定に基づき返還通知書(様式第1号)により当該被保険者に通知するものとする。

(適用除外)

第3条 第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者証の返還を免除するものとする。

- (1) 政令第4条に規定する特別の事情に該当する場合。
- (2) その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができる場合。

- (3) 広域連合の条例の規定に基づく保険料の減免若しくは徴収猶予の適用を受けている場合。又は適用の対象となると認められる場合。
 - (4) 保険料の分割納付を行っている。又は分割納付が認められる場合。
 - (5) 当該年度の保険料の賦課において、所得の少ない者に係る被保険者均等割額の軽減の適用を受け、医療費の全額を一時的に負担することが困難と認められる場合。ただし、納付意欲がない者や、支払う意思のない悪質な場合を除く。
 - (6) その他連合長が特に必要と認めたとき。
- 2 入院又は継続的な通院等により療養費を受けている場合。又は受ける予定のある被保険者については、その収入、生活状況、受診の内容等を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難であると認められる場合。
- (弁明の機会の付与)
- 第4条 法第54条第4項の規定により、被保険者証の返還を求める場合は、当該被保険者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第30条の規定による後期高齢者医療弁明の機会付与通知書(様式第2号)により弁明の機会を付与するものとする。
- 2 前項の規定により弁明の機会を付与したにもかかわらず、弁明書が提出期限までに提出されない場合又は弁明によっても予定されている当該処分は正当であると認められる場合は、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付する。
- 3 第1項の規定により口頭による弁明の機会を付与されている場合、出頭すべき日時及び場所において弁明がなされないときには、弁明書が提出期限までに提出されなかったものとみなし前項の規定を準用する。
- 4 行政手続法第31条において準用する同法第15条第3項の規定による公示は、後期高齢者医療弁明の機会付与公示通知書(様式第3号)による。
- 5 第1項の規定による通知を受けた当該被保険者が、その代理人を選任する場合又はその代理人が資格を喪失した場合の届出書は、代理人(選任・資格喪失)届書(様式第4号)による。
- 6 第1項の規定により弁明の機会が付与された当該被保険者が弁明書を提出した場合又は口頭による弁明をした場合は、後期高齢者医療弁明調書(様式第5号)を作成するものとする。

(資格証明書の交付)

第 5 条 法第 54 条第 6 項の規定により被保険者が被保険者証を返還したときは、同条第 7 項の規定により当該被保険者に対して資格証明書を交付する。

2 資格証明書の有効期限は、被保険者証の有効期限の例による。

(資格証明書交付措置の解除)

第 6 条 資格証明書の交付を受けている被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付する。

(1) 滞納している保険料を完納したとき、又は滞納額の著しい減少があったとき。

(2) 政令第 4 条に規定する特別の事情に該当すると認められるとき。

(医療給付の一時差止め)

第 7 条 保険料を滞納している被保険者から医療給付のうち現金で給付するものの支給申請があったときは、法第 92 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

2 前項の規定により一時差し止める額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようにするものとする。

3 第 1 項の規定により医療給付の全部又は一部を差し止めることを決定したときは、後期高齢者医療の医療給付一時差止通知書(様式第 6 号)により当該被保険者に通知するものとする。

(医療給付の一時差止めの解除)

第 8 条 前条の規定により医療給付の一時差止めを受けている被保険者が第 6 条第 1 項の各号のいずれかの規定に該当したとき、又は保険者が特に必要と認めるときは、医療給付の一時差止めを解除するものとする。

2 第 6 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、医療給付の一時差止めの解除を求める被保険者は、次条第 1 項に規定する届出を行わなければならない。

(特別の事情等に関する届出)

第 9 条 省令第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出書は、特別の事情に関する届(様式第 7 号)による。

(医療給付の額からの滞納保険料額の控除)

第 10 条 第 5 条の資格証明書を交付されている被保険者であつて、第 7 条の規定により医療給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされている者が、なお、滞納している保険料を納付しない場合には、省令第 75 条の規定により、あらかじめ後期高齢者医療保険料控除通知書(様式第 8 号)により被保険者に通知して、一時差止めに係る医療給付の額から滞納している保険料額を控除することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年 7 月 1日から施行する。